

栃木市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第7項の規定による、指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表いたします。

平成28年2月23日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 千 葉 正 弘

記

1. 監査の実施日 平成28年2月9日

2. 監査の対象

(1) 公の施設

栃木市渡良瀬の里

(2) 指定管理者

(株)メディカルフィットネスとちの木

3. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係する帳簿類、証ひょう書類等について、内容調査、照合、検算等を行うとともに、関係職員等に対する質問等により実施した。

4. 監査の結果

補助の目的に適合した事務事業が執行され、おおむね良好なものと認められた。

以下、これを内容別にあげれば次のとおりである。

(1) 事業の状況及び効果について

指定管理者である(株)メディカルフィットネスとちの木は、市民福祉の向上及び健康の増進を図ることを目的に、旧とちの木病院を母体として設立され、①地球にやさしい施設づくり、②市民がレクリエーション、スポーツに親しめる環境づくり、③スポーツ医学に基づいた「体づくり」「健康づくり」を掲げ、公園施設の管理運営に取り組んでいる団体である。

市からの指定管理料は、基本協定書及び年度協定書に基づき、「栃木市渡良瀬の里」の適正かつ円滑な維持管理・運営を担うことを目的に交付されているものである。

当施設においては、市民の平等・公平な利用の確保やサービス向上に努め、ホームページの活用やトレーニング器具の設置、イベント等の支援により施設の有効利用を図り、利用者の増加を実現するとともに、施設経費の削減や安全対策、危機管理体制に積極的に取り組んでおり、当団体が担う役割は大きいものと考えられる。

(2) 会計経理について

市からの指定管理料 33,901,934 円は、人件費、光熱水費、清掃等業務委託料、食堂運営費に対する支出が主なものであるが、支出についてはその目的に沿って執行されている。

なお、事業等については諸帳簿及び書類は符合しており、それぞれおおむね適正に処理されていたが、領収書綴りに責任者の確認処理がなされていないものや職員出勤簿に給与担当の印がもれているものが見受けられた。予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理に当たるよう留意されたい。

(3) 要望について

スポーツドクターや理学療法士による健康相談や体操教室など、特色ある事業や新規事業の展開により利用者の増加が図られている。今後は、従来の広報に限らず広く積極的な広報により渡良瀬の里の魅力やイベントを発信し、施設の有効活用を図るとともに、より一層住民サービスの向上に努められることを希望する。

さらに、指定管理料については市民の税金であることを念頭に入れ、今後とも更なる経営努力により経費節減に取り組み、指定管理者制度の導入目的に沿った成果が得られるよう引き続き努力いただきたい。

また、行政においては、現状の指定管理料にかかる収支報告について精査するとともに、指定管理者がその能力を十分に発揮できているかを検証し、改善すべき点があれば指導を忌避することなく当該目的の達成を図ることを要望する。

(参 考) 監査対象となった施設の概要

- (1) 名 称 栃木市渡良瀬の里
- (2) 所在地 栃木市藤岡町赤麻502番地1
- (3) 施設概要
 - ・敷地面積 19,433.12 m²
 - ・建物構造 鉄筋コンクリート造1階建
1,608.45 m²

